

(3)事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

事後調査委員会（仮称）の指導・助言を受けて、環境影響の回避・低減措置の強化や改善を図る。

工事中については、洞窟付近での作業を一旦休止し、専門家の指導・助言を得た上で、建設機械の同時稼働台数の調整など作業の組み合わせの工夫、距離を十分に確保することや遮音壁の設置を行う等の適切な措置を講じる。また、供用後についても、専門家の指導・助言を得た上で、遮音壁の設置や植林を行う等の適切な措置を講じる。

また、事業実施区域及びその周辺においては洞窟探査を実施しており、新たな洞窟を発見する可能性はきわめて小さいが、洞窟が見つかった場合は、小型コウモリ類の利用状況を調査し、利用が確認された場合は、小型コウモリ類が継続してこれらの洞窟を利用できるよう、専門家の指導・助言を得た上で、可能な限り保全をはかる。

8.1.2 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果は、年次毎に報告書にとりまとめ、沖縄県本庁舎、沖縄県八重山支庁、石垣市役所等において公表する。